

# 「日野市総合教育大綱」の改定案 パブリックコメント実施要領

## 1 意見募集について

---

日野市総合教育大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第一条の三にある「地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする」に基づき、策定するものです。

日野市では、平成28年2月に策定されており、令和6年度の日野市総合教育会議において、大綱の改定について協議されました。

この度、改定案がまとまりましたので、これを広く公開し、多くの皆さまからのご意見を募集いたします。

## 2 意見募集期間

---

令和7年3月1日(土曜日)から令和7年4月1日(火曜日)まで

※ 窓口での受付時間は、「3(2)窓口での閲覧」の表を参照。

## 3 資料の入手方法

---

「日野市総合教育大綱(改定案)」は、令和7年3月1日(土曜日)より、次の方法で入手することができます。

視覚障害者の方からもご意見をいただけるよう、ホームページには読み上げ可能なPDFを掲載いたしますので、読み上げソフトをご利用の上、ご確認いただくようお願いいたします。読み上げソフトのご利用ができない方は、お手数ですが、問合せ先にご連絡をお願いします。

(1) インターネットによる閲覧・ダウンロード

【日野市ホームページ】

<https://www.city.hino.lg.jp/publiccomment/1028302.html>

ページ ID:1028302



【日野市地域共創プラットフォーム】

<https://hinotane.liqid.jp/space8ccwhshd>

※ 閲覧は自由にできますが、意見の書き込みにはユーザー登録及びログインが必要です。



(2) 窓口での閲覧

次の窓口で閲覧することができます。 ※配布は行っておりません。

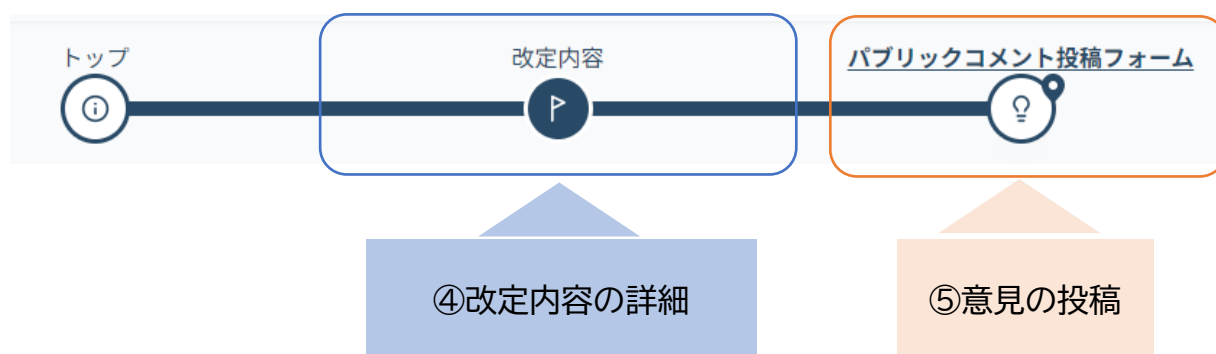
閲覧場所	閲覧できる時間(令和7年3月1日(土曜日)より)
企画経営課	月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時まで ※土曜日、日曜日、祝日は休業
中央図書館	火曜日から金曜日 午前10時から午後7時まで 土曜日、日曜日、祝日 午前10時から午後5時まで ※月曜日は休館
高幡図書館	
日野図書館	
多摩平図書館	
平山図書館	
百草図書館	
市政図書室	月曜日から土曜日 午前8時30分から午後5時まで ※日曜日、祝日は閉庁
七生支所	
豊田駅連絡所	

## 4 意見の提出方法

原則、日野市地域共創プラットフォームへの投稿により意見をお寄せください。

### (1) 日野市地域共創プラットフォーム(以下、「市 PF」)への投稿

- ① 市 PF(<https://hinotane.liqlid.jp/>)にアクセスしてください。
- ② 画面右上の **ログイン** ボタンから、ユーザー登録又はログインをしてください。
- ③ 本パブリックコメントは、市 PF 内のスペース「**日野市総合教育大綱**改定案に対するパブリックコメント募集」ですので、画面左側の「三」ボタンか、トップページ下部の「スペース一覧」から選択してください。  
(<https://hinotane.liqlid.jp/space8ccwhshd>)
- ④ 下図のような画面上のフロー「トップ」及び「改定内容」から、詳細をご確認ください。
- ⑤ ご意見は、「**パブリックコメント投稿フォーム**」からお寄せください。



- ⑥ 投稿にあたっては、タブを選択し、最も自分に近い属性を選択してください。
- ⑦ 匿名での投稿であっても、パブリックコメントとしてお受付します(ただし、④のタブの選択は必要となります)。

投稿

パブリックコメント投稿フォーム

ガイドラインの改正案について、ご意見をお寄せください。何回でも投稿可能ですので、ポイントごとに、簡潔な記載をお願いいたします。

⑥

タグを選択

- 日野市内の事業者です
- 日野市内の在勤者又は在学者です
- 日野市在住です
- その他、本案に関する利害関係者です

説明を追加

匿名で投稿する ⑦

投稿する

- ⑧ 日野市地域共創プラットフォームによるご投稿に当たっては、次の事項にご留意くださいますようお願いいたします。

**【日野市地域共創プラットフォームでの留意事項】**

- (ア) ご利用いただくためには、ユーザー登録及びログインが必要です。
- (イ) ユーザー登録に当たって表示される各種運用ポリシー等をあらかじめご確認ください。
- (ウ) 書き込みには、文字数制限があります。何度でも投稿いただけますので、ポイントごとに投稿を分けるなど、簡潔な記載にご協力をお願いします。

(2) 意見書用紙での提出

- ① 意見書の様式に従い、A4サイズの内紙に意見を記載してください。
- ② 直接以下の提出先にご持参いただくか、郵便、FAX 又は電子メールによりご送信ください。

**【意見書の提出先】**

〒191-8686 東京都日野市神明 1-12-1  
日野市役所本庁舎 4 階 企画経営課政策調整係  
FAX:042-581-2516  
Mail:kikaku@city.hino.lg.jp

なお、意見書は、指定様式を使用しなくても、指定様式に記載すべき内容をすべて記載いただければ、任意の書式でも構いません。

**【意見書を任意様式とした場合の必要記載事項】**

- (ア) 市内在住・在勤・在学又は本案に直接利害関係を有することの表示(意見書様式①～⑤のチェック項目をご参照ください)
- (イ) 氏名・ふりがな
- (ウ) ご住所
- (エ) 在勤・在学場所又は本案に直接利害関係を有する理由
- (オ) ご意見内容及びその理由

## 5 注意事項

---

- ① 意見は、日本語で記載してください。
- ② 提出いただいた意見は、氏名(団体名)、住所及び電話番号を除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめご承知おきください。
- ③ 意見の募集期間内に到達しなかったもの及び下記のいずれかに該当するものは、無効とします。
  - (ア) 特定の団体・個人等に対する誹謗中傷が含まれるもの
  - (イ) 特定の団体・個人等の財産又はプライバシーを侵害するもの
  - (ウ) 特定の団体・個人等の著作権を侵害するもの
  - (エ) 公序良俗に反するもの
  - (オ) 営業活動等営利を目的としたもの
- ④ 提出いただきました意見に対する市の回答は、日野市地域共創プラットフォームで随時行います。意見書をお送りいただいたものについては、後日市ホームページ及び日野市地域共創プラットフォーム上に、回答内容をまとめた資料を掲載いたします。